

なめがたエリアテレビ普及対策事業委託(視聴区域等調査及び難視聴世帯の視聴方法等についての企画提案)に関する公募型プロポーザル実施要領仕様書

1 業務名称

なめがたエリアテレビ普及対策事業委託
(視聴区域等調査及び難視聴世帯の視聴方法等についての企画提案)

2 業務目的

現在、なめがたエリアテレビ(地上波デジタル放送)の送信アンテナは、101箇所(箇所)に置局整備が完了しており、視聴可能エリアは市内全域をカバーできるようになった。しかし、視聴可能エリアにおいても、自宅の近くに山がある、土地の高低差がある、自宅アンテナの向きが送信アンテナの方向に向いていない等の理由により、視聴できない方もいる。

そこで本事業では、全戸視聴を可能にするため、市内各世帯の視聴可否を把握するものである。また、調査の結果を基にして、難視聴世帯の視聴方法を検討のうえ、より効果的な方法の提案を求めるものである。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年1月31日(金)まで

4 業務内容

(1)なめがたエリアテレビの視聴区域等調査

①視聴区域調査

(目的):視聴可否の実態を把握すること

(期間):令和6年6月～12月

(調査、分析内容):

- ・全戸調査すること。(13,121世帯_令和6年4月1日時点)
- ・未回答の場合も3回程度は、再訪問または催促すること。
- ・訪問、手紙、はがき、SNSなどを想定しているが、その他の方法による調査を妨げない。
- ・分析においては、市外、県外を問わず類似事例と比較すること。

(調査、分析結果の利活用イメージ):

- ・地区、世帯ごとの視聴可否データについて、台帳を作成し一括管理する。(別事業で実施予定)
- ・視聴不可能な世帯数を確認することで、難視聴世帯の新たな視聴方法のための検討材料とする。

(提案事項)

- ・対象者、サンプル数、調査方法、調査項目(設問)、分析方法などは提案によるものとする。
- ・提案内容の考え方も併せて示すこと。

②視聴番組調査

(目的):視聴状況及び番組の効果を把握すること

(期間):令和6年6月～12月

(調査、分析内容):

- ・全戸調査すること。(13,121世帯_令和6年4月1日時点)
- ・未回答の場合も3回程度は、再訪問または催促すること。
- ・訪問、手紙、はがき、SNSなどを想定しているが、その他の方法による調査を妨げない。
- ・分析においては、市外、県外を問わず類似事例と比較すること。
- ・調査の設問には、どのような番組を観ているか、どの程度の頻度で観ているか、どの程度の時間観ているか等を加えること。

(調査、分析結果の利活用イメージ):

- ・本市の魅力に沿ったブランディングをする。
- ・視聴行動の実態に基づく番組制作をする。

(提案事項):

- ・対象者、サンプル数、調査方法、調査項目(設問)、分析方法などは提案によるものとする。
- ・提案内容の考え方も併せて示すこと。

(2) 難視聴世帯の視聴方法等についての提案

(目的): 全戸視聴を可能にするための手法を提案すること

(期間): 令和6年6月～令和7年1月

(提案事項):

- ・新規置局整備の他、市内各世帯の視聴可能にする様々な提案をすること。
- ・提案内容の考え方も併せて示すこと。

(3) 打ち合わせ

業務進捗状況等を確認するため、委託者と適宜打ち合わせを実施すること。また、打ち合わせ内容について報告書を作成し、委託者へ提出すること。

(4) 調査・分析・提案の報告

- ① 中間報告各調査、データ分析及び提案について、令和6年9月30日(月)までに中間報告を行うこと。
- ② 業務報告書
各調査、データ分析及び提案が完成後、全体結果を報告書にまとめて、委託者へ提出すること。

(5) 納入成果品

納品場所は、行方市企画部事業推進課とする。

データで納品するものについては、複数ファイルをまとめてDVDに保存し、2式納品する。

各成果物の納品形態については、次の①～③にて指示する。

データ納品の場合は、Microsoft社のWord、Excel、PowerPointのいずれか及びPDFで納品すること。

なお、報告書の書式は問わない。

- ① 業務報告書(紙納品/カラー製本2部)(データ納品)
- ② 打ち合わせ報告書(データ納品)
- ③ その他、本業務委託において作成した成果物(紙納品またはデータ納品)

5 契約上限額: 契約上限額 7,480,000 円(消費税及び地方消費税含む)

6 成果品等の提出先

行方市企画部事業推進課情報発信グループ
茨城県行方市麻生1561-9

7 支払条件

委託料の支払いにあたっては、前項に掲げる書類を提出し、業務完了検査を受けなければならない。支払いは、請求後一括払いとする。

8 留意事項

- (1)業務を行う上で知り得た情報については、契約期間中及び契約解除後において、いかなる理由によっても他人に漏洩し、または他の目的に使用してはならない。
- (2)個人情報に関しては、行方市の個人情報の保護に関する条例のほか、市が定める関連規定を順守し、適正な維持管理を行うこと。
- (3)法令や各種計画との相互関連性や整合性にも配慮すること。
- (4)委託業務の全部又は一部を、第三者へ再委託することはできない。ただし、発注者、受注者協議の上、発注者が書面にて再委託を許可した場合は、この限りでない。
- (5)成果物に瑕疵が発見された場合は、業務委託終了後であっても、受託者はそれを修正する義務を迫るものとする。
- (6)本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合には、発注者と受注者とが協議のうえこれを定める。